判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

				資料番号	2 4		担当課	保健福祉課
法令名	児童福祉法	根拠条項	第46条第3項		不利益処	最低基準を維持するための児		
伍刊名					分の種類	童福祉施設に対する改善命令		

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(最低基準維持のための監督)

- 第46条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、 児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、 その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

(児童福祉施設の設備及び運営についての基準)

- 第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- ○愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年条例第13号)